

川崎市都市計画マスタープラン調整会議幹事会運営要領

(目的及び設置)

第1条 本要領は、川崎市都市計画マスタープラン調整会議設置要綱第6条の規定に基づく川崎市都市計画マスタープラン調整会議幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(所管事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)都市計画マスタープラン策定の庁内調整に関すること
- (2)都市計画マスタープラン策定推進の方策に関すること
- (3)その他都市計画マスタープランに関し必要な事項

(幹事会の構成)

第3条 幹事会は別表に掲げる職にあるものをもって組織し、その中から各局・区1名の代表幹事を置く。

(会 長)

第4条 幹事会の会長は、まちづくり局計画部長をもって充てる。

- 2 会長は、幹事会を招集し、その議長となる。また、必要な幹事のみを集めて代表幹事会等を開催することができる。
- 3 会長は、必要があると認める時は、別表に掲げる者以外の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 幹事会の所掌事務を円滑に遂行するため、必要に応じて作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の構成は、会長が定める。
- 3 作業部会は、会長が招集する。

(事務局)

第6条 幹事会の事務を処理するため、まちづくり局計画部都市計画課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 26 日から施行する。

別表 [幹事会の構成 (第 3 条関係)]

総務企画局都市政策部企画調整課長

総務企画局公共施設総合調整室担当課長

総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

財政局財政部財政課長

市民文化局市民生活部企画課長

経済労働局産業政策部企画課長

環境局総務部企画課長

健康福祉局総務部企画課長

こども未来局総務部企画課長
まちづくり局総務部企画課長
建設緑政局総務部企画課長
港湾局港湾経営部経営企画課長
臨海部国際戦略本部事業推部担当課長
危機管理本部危機管理部担当課長
川崎区役所まちづくり推進部企画課長
幸区役所まちづくり推進部企画課長
中原区役所まちづくり推進部企画課長
高津区役所まちづくり推進部企画課長
宮前区役所まちづくり推進部企画課長
多摩区役所まちづくり推進部企画課長
麻生区役所まちづくり推進部企画課長
上下水道局水道部水道計画課長
上下水道局下水道部下水道計画課長
交通局企画管理部経営企画課長
消防局総務部企画担当課長
教育委員会事務局教育政策室担当課長